

# 令和2年7月施行 特殊健康診断の健診項目に関する見直し（概略）

2020.6

有機溶剤中毒予防規則、特定化学物質障害予防規則、鉛中毒予防規則、四アルキル鉛中毒予防規則の改正（詳細は最新の規則を確認のこと）

見直しの要点 特殊健診の一次健診項目の主な目的を「健康障害の早期発見」から、暴露程度に関する情報を収集し、「健康障害のリスクを未然に発見する」に変更

主な見直し ①全健診に「作業条件の簡易な調査」を追加（調査用紙の例示）

②特化則

- ・他覚症状又は自覚症状の例示と成分ごとに質問項目の例示
- ・尿路系に腫瘍ができる特化物の検査項目の見直し
- ・検査項目の削除
- ・特別有機溶剤の検査項目の見直し

③有機則

- ・全物質の「尿中蛋白の検査」の削除

④四アルキル鉛則 健診頻度を現行3か月から6か月ごとに1回に改訂、検査項目の見直し

⑤健診結果個人票の改訂

各規則の見直し内容・下表参照

## 1. 特化則

一次健診 全物質に「作業条件簡易な調査」を追加

成分	業務歴の調査	(新規) 作業条件の簡易の調査	他覚症状自覚症状の既往歴の検査	他覚症状自覚症状の検査	その他特記すべき項目の検査
第2類物質	○	○	○	○	○

尿路系に腫瘍ができる特化物の健診項目の見直し

物 質	業 務 歴 の 調 査	( 新 規 ) 作 業 条 件 の 簡 易 の 調 査	他 覚 症 状 自 覚 症 状 の 既 往 歴 の 検 査	他 覚 症 状 自 覚 症 状 の 検 査	そ の 他 特 記 す べ き 項 目 の 検 査
ベンジジン	○	○	○	○	A, C, D, E
ベーターナフチルアミン	○	○	○	○ B	A, C, D, E
4-アミノジフェニル	○	○	○	○ B	A, D, E
4-ニトロジフェニル	○	○	○	○ B	A, D, E
ジクロルベンジジン	○	○	○	○	A, C, D, E
アルファーナフチルアミン	○	○	○	○ B	A, C, D, E
オルトトリジン	○	○	○	○	A, D, E
ジアニシジン	○	○	○	○	A, C, D, E
オーラミン	○	○	○	○	A, D, E
パラージメチルアミノ アゾベンゼン	○	○	○	○	A, C, D, E
マゼンダ	○	○	○	○	A, D, E
カドミウム	○	○	○	○	F, G

- A ; 尿潜血の有無の検査  
 B ; 顔面蒼白、チアノーゼ、尿の着色(追加)  
 C ; 皮膚炎等の皮膚所見の有無の検査  
 D ; 医師が必要と認める場合は尿沈査検鏡の検査  
 E ; 医師が必要と認める場合は尿沈査のパパニコ  
 ラ法による細胞診の検査  
 F ; 血液中のカドミウム量の検査  
 G ; 尿中のβ2-ミクログロブリン量の測定

下記の物質から検査項目の削除

○削除

	尿中のウロビリノーゲン検査 の削除	赤血球系の血液検査から「全 血比重」を削除
オーラミン	○	
シアン化カリウム	○	
シアン化水素	○	
シアン化ナトリウム	○	
フッ化水素	○*	
硫酸ジメチル	○	
塩素化ビフェニル等	○*	○
オルトーフタロジニトリル	○*	○
ニトログリコール	○*	○
パラニトロクロルベンゼン	○*	○
ペンタクロルフェノール	○*	
ベンゼン等		○
オルトーフタロジニトリル		○
フッ化水素		○
*ただし医師が必要と認めた場合は実施		

特別有機溶剤の健診項目の見直し (赤文字)

特別有機溶剤	業務経歴の調査	作業条件の簡易な調査	既往歴の調査	自覚症状、他覚症状の調査 (項目の例示)	成分ごとの検査 GOT、GPT、 $\Gamma$ -GTP	指定した成分の代謝物検査	皮膚炎等皮膚所見検査	白血球数、白血球分画	医師が必要とした場合の検査			
									尿潜血	腹部エコー	尿路造影検査等	指定した成分の代謝物検査
エチルベンゼン	○	○	○	○		尿中マンデル酸						
クロロホルム	○	○	○	○	○							
四塩化炭素	○	○	○	○	○		○					
1, 4-ジオキサン	○	○	○	○	○							
1, 2-ジクロロエタン	○	○	○	○	○		○					
1, 2-ジクロロプロパン	○	○	○	○	○							
ジクロロメタン	○	○	○	○	○							

スチレン	○	○	○	○	○	尿中マン デル酸と フェニル グリオキ シル酸の 総量		○				
1, 1, 2, 2 -テトラクロ ロエタン	○	○	○	○	○		○					
テトラクロロ エチレン	○	○	○	○	○	尿中トリ クロル酢 酸又は総 三塩化物	○		○			
トリクロロエ チレン	○	○	○	○	○	尿中トリ クロル酢 酸又は総 三塩化物	○		○	○	○	
メチルイソブ チルケトン	○	○	○	○								尿中メ チルイ ソブチ ルケト ン

## 2. 有機則

全物質の「尿中蛋白の検査」を削除と「作業条件の簡易な調査」を追加

(削除理由：医師が必要と認めた場合は腎機能検査が実施できるため)

業務経歴 の調査	新規 作業条件 の簡易な 調査	既往歴の 調査	自覚症状、他覚 症状の調査	成分ごと の検査	指定した 成分の代 謝物検査	医師が必要とした場合の検査				
						作業条件 の調査	貧血検査	肝機能検 査	腎機能検 査	神経学的 検査
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

## 3. 鉛則

「作業条件の簡易な調査」を追加

					医師の判断で省略可	医師が必要と認めた場合
鉛	業務経 歴の調 査	作業条 件の簡 易な調 査	既往歴 の調査	自覚症状、他覚症状 などの調査	血中鉛の検査	尿中デルタアミノレブリン 量の検査

## 4. 四アルキル鉛則 健診頻度を現行3か月から6か月ごとに1回に改訂

検査項目の見直し

					医師の判断で省略可	
4アルキル鉛	業務経歴の調査	作業条件の簡易な調査	既往歴の調査	自覚症状、他覚症状などの調査	血中鉛の検査	尿中デルタアミノレブリン量の検査